

「事業系ごみ処理状況届出制度」導入について（素案）

1. 事業系ごみに関する現状について

（1）事業系ごみ自己処理責任の原則について

事業活動に伴い排出される廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない」（法第 3 条）とされている。

（2）事業系ごみの区収集

区は、区域内の一般廃棄物の処理責任を負い、中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、「家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処理を行う」（条例第 31 条）ものとされている。

また、産業廃棄物の処理についても同様に、区は家庭廃棄物の処理に支障がなく、「一般廃棄物の処理又は処理施設の機能に支障が生じない範囲内において」行うことができるものとされている。（条例第 45 条）

これらに基づき、中野区においては、事業系ごみの処理は事業者自らが行うことを原則としつつ、従業員の数が 20 人以下又は 1 日の平均ごみ排出量が 50 キログラム未満の事業者で、自主回収ルートを持つことが困難な場合には、家庭ごみの処理に支障のない範囲において区は収集できるとしている。（一般廃棄物処理実施計画）

事業者は、区が行う収集に排出する場合は、燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ及び各種資源に分別し、排出量に見合った有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。（条例第 34 条、一般廃棄物処理実施計画）

（3）不適正排出と区歳入への影響

中野区から排出される一般廃棄物のうち、事業系ごみの占める割合は、清掃一組排出原単位調査に基づく過去 5 か年（平成 20～24 年度）の平均値では、約 4 分の 1 と推計されるが、このうち有料ごみ処理券を添付せずに、不適正に排出されているものが相当量ある。

このことは、有料ごみ処理券の区歳入額と、区収集の事業系ごみ推計量すべてに有料ごみ処理券が添付された場合の区歳入想定額を比較することにより判断できる。

平成 24 年度の有料ごみ処理券の区歳入額は、約 1 億 2 千 3 百万円であるのに対し、有料ごみ処理券を添付しないことによる区歳入への影響額は、約 2 億 8 千万円と推計される。

(4) 小規模事業所が多数を占める実態

中野区統計書（2014 年版）の統計調査（経済センサス）によると、平成 24 年 2 月 1 日現在で、区内には 12,752 カ所の事業所がある。

このうち例外的に区が収集できるとしている従業員数 20 人以下の小規模事業所は約 11,800 カ所と推計され、全事業所数の 93%を占める。また従業員数が 9 人以下の事業所は、全体の 83%を占める。

産業別では、卸売・小売業、飲食店、サービス業等の比率が高く、概ね 7 割を占めており、区が収集している事業系ごみの多くは、小規模な卸売・小売業、飲食店、サービス業などから排出されているものである。

小規模事業者の場合、ごみの排出量が少なく、廃棄物処理業者との契約が成立しにくいことを踏まえると、ただちに区収集を廃止または制度を大幅に見直すことは、小規模事業者が多数を占める中野区の実態に即したものとはいえない。

したがって、小規模事業者に対する区の収集は継続しつつ、有料ごみ処理券の添付を徹底し、適正排出への誘導を図る方策を構築することとする。

2. 「事業系ごみ処理状況届出制度」の構築

(1) 新たな制度の趣旨

事業系ごみの適正排出に向けた是正指導を効果的に行うため、区内全事業者にごみ処理状況（自己処理・委託処理・区収集）の届出を義務化する「事業系ごみ処理状況届出制度」を新たに導入する。

この届出制度により、区内事業者の事業系ごみ排出実態を把握し、有料ごみ処理券の未添付排出に対する是正指導を効果的に行う。

具体的には、不適正な排出については、排出物と事業者の届出情報の突き合わせを行い、排出事業者に対する啓発や是正指導の徹底を図る。

その結果、現行の区収集ルールを徹底し、適正な歳入も確保できる。

また、廃棄物処理業者への委託処理に移行することが可能な事業者については、その移行を積極的に促すとともに、複数の事業者が共同して収集の委託を行うような移行条件の整備についても支援する。

この制度の導入を契機に、事業者としての責任を明確に意識するよう働きかけ、区内の全事業系ごみの減量・資源化の促進、適正な負担に基づいた排出の実現を図っていく。

(2) 届出制度の内容

① 届出対象者

ごみの処理方法（自己処理・委託処理・区収集）を問わず、区内の全事業者を対象とする。

② 届出内容

届出事項については、次の項目を「届出書」により提出を求める。

<届出事項>

業種、事業所の形態（事務所、店舗等）、建物利用状況（単独、共同）、面積、従業員数、区の収集を利用している場合（ごみの種類、1回に出す量、有料ごみ処理券の使用枚数）、業者へ委託又は自己処理している場合（廃棄物区分、委託業者名、排出量）ごみ収集場所の見取り図

なお、事業者から提出された届出書を基に、内容の照合・確認を行った後に区内事業者の登録作業を行う。

（平成27年度に、届出データを管理するためのシステム構築を行う。）

③ 届出の手続き

ア. 届出書の提出

条例施行後、区から区内の全事業者へ「事業系ごみ処理状況届出書」を送付する。必要事項を記入のうえ返信のあった事業者から登録作業を進めるとともに、未届出者へ督促を送付する。

ただし、条例等に基づき既に区へごみ排出情報を提出している事業者については、届出手続きを行ったものとみなす。

(例) 医療廃棄物の排出事業者、大規模事業者（建物の床面積 3,000 m² 以上）

イ. 届出済証の発行

届出者には区が「事業者番号」を付与したうえで、届出済証を交付する。

(3) 届出後の運用

① 区による訪問調査・指導等の取り組み

届出手続きが終了次第、訪問調査・指導を行う職員を配置し、戸別訪問による調査・指導を行い、届出未提出事業者に対する届出指導、有料ごみ処理券の添付指導、廃棄物処理業者による委託処理への移行に向けた働きかけなどを行う。

ア. 区収集利用者への対応

【届出未提出事業者に対する指導】

届出の案内を行っても届出が未提出の事業者に対しては、戸別訪問し届出の必要性を説明のうえ、届出書の提出について指導を徹底する。

【適正排出に向けた指導】

有料ごみ処理券の未添付排出の是正、及び同処理券に区が交付した事業者番号の記入の徹底を図るとともに適正な分別排出の指導を行う。

【非該当事業者への指導】

区の収集を利用できる事業者は、小規模事業者（従業員 20 人以下）又は 1 日の平均ごみ排出量が 50 kg 未満である。これに該当しない事業者に対しては、廃棄物処理事業者への委託処理に移行を図るよう指導を徹底する。

【廃棄物処理業者による収集への移行促進】

区の収集を利用できる事業者についても、廃棄物処理業者による収集への移行が可能な事業者については、その移行を積極的に促すとともに、複数の事業者が共同して収集の委託を行うような移行条件の整備についても支援する。

イ. 自己処理、または業者に委託している事業者への対応

【届出未提出事業者に対する指導】

届出の案内を行っても届出が未提出の事業者に対しては、戸別訪問し届出の必要性を説明のうえ、届出書の提出について指導を徹底する。

【届出内容の確認指導】

事業者からの届出内容を確認するとともに、マニフェスト、委託契約書、処理施設の搬入伝票等については訪問時に確認を行い、必要に

応じて是正・改善の指導を行う。

② 届出データの更新について

- ・ 新たに届出を行う場合及び届出内容に変更があった場合、遅滞なく届け出ることとする。
- ・ 届出後のデータ更新については、届出及び区の調査で入手したデータをもとに照合・確認を行い、随時、データの更新を図っていく。併せて、地図業者からの事業者情報のデータを購入し、届出書の送付、事業者情報の管理等、制度運営の基幹データとして活用する。(個人情報保護審議会に諮る)
- ・ 庁内関係部署から情報を入手する。(例：生活環境分野から飲食店・理美容店・医療機関等の情報を入手。個人情報保護審議会に諮る)
- ・ 区は、「届出書」の内容に疑義がある場合は、必要な指導を行う。

③ 啓発活動

届出制度の効果的な運用を図るため、区報やホームページでの広報に加え、各事業者への訪問調査を実施することで制度の周知徹底を図る。

3. 今後のスケジュール

平成26年

- | | |
|-------|---|
| 7月～8月 | 素案を区内商工団体へ説明、区民・事業者との意見交換会実施 |
| 10月上旬 | 区民委員会へ「区民・事業者との意見交換会実施結果」及び「事業系ごみ処理状況届出制度の導入について(案)」を報告 |
| 10月 | パブリック・コメント手続き、区内商工団体等への説明
個人情報保護審議会(11月)へ案件の報告 |
| 11月 | 区民委員会へパブリック・コメント結果報告及び条例改正(案)の提案 |
| 12月 | 条例施行(予定)
制度周知・届出書提出のPR |

平成27年1月 「届出書」の送付、「届出書」への記入・提出による届出受付開始

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 3月 | 「届出書」の提出期限
未届出事業者への督促通知 |
| 5月 | 制度運用開始のPR |
| 6月 | 届出済票の発行 |
| 7月 | 「届出制」に基づく指導・運用の開始
未届出事業者訪問調査開始 |